

議題：保育園、認定こども園の定員（案）について

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、保育園及び認定こども園の利用定員を定めようとする場合には、市の子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととなっています。

資料1-2は全保育園・認定こども園の令和4年度の定員及び令和4年4月1日予定園児数（一次締切結果）を掲載しています。

まず、公立園について、錦保育園、作野保育園の低年齢児の保育需要に対応するための改修工事が完了したため、錦保育園は、低年齢児（0～2歳児）を28人増、幼児（3～5歳児）を90人減、作野保育園は、低年齢児を36人増、幼児を90人減の定員変更を行います。幼児定員が減少しますが、近隣の安城こども園とさくのこども園が幼児の受け皿となるものと想定しています。また、前回の子ども・子育て会議でもご説明しましたとおり、城ヶ入、東部、高棚、えのき、三ツ川保育園が認定こども園へ移行することに伴い、保育室面積、保育需要及び保育の質の観点から定員を見直しました。

次に私立園ですが、こちらも前回の子ども・子育て会議でご報告しましたが、施設譲渡により、三河安城第2こひつじ保育園がちいさなこだから保育園となり、定員も30人から20人に変更されます。また、二本木幼稚園が認定こども園へ移行することにより、325人から316人へ定員変更されます。その他、てらベクリエイティブこども園が改修工事の完了により定員変更を行い、新園であるスマイリーこども園さとまちが定員136人で6月開園予定です。

以上により、資料1-2裏面参考①のとおり、令和3年度定員と比較し、低年齢児157人増、幼児166人減となります。全体としては9人減となりますが、令和4年4月1日の予定園児数に今年度実績数を加えましても（予定園児数に参考②を加え、参考③を差し引く）、園児受入枠は確保されていますので問題ないと考えています。ただし、保育士の年度途中の退職や休職状況によっては、定員に満たなくても年度途中の入園ができなくなる場合があります。

令和4年4月入園希望に対しての待機児童は発生しない見込みですが、今後も保育需要を満たすため、適切な定員管理を行ってまいります。

なお、資料1-2の私立認定こども園予定園児数に市外児童は含まれていません。